

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……一

### 告示

○特定計量器所在場所定期検査の実施(二件)……一  
……(生活文化局計量検定所検査課)……一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(二件)……(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……三

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……(建設局道路管理部監察指導課)……五

### 告示(消)

○消防相互応援協定の締結……七

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……  
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……八

## 規則

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要一

### 東京都規則第二百二十六号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーパス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。  
別表中「国際興業グループ株式会社」を「国際興業株式会社」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 東京都告示第千二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要一

一 検査地域 東村山市

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びびおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年八月十八日から同年九月三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人東京都計量協会

### 東京都告示第千二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要一

一 検査地域 西東京市

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びびおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十六年八月十八日から同年九月十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第千三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

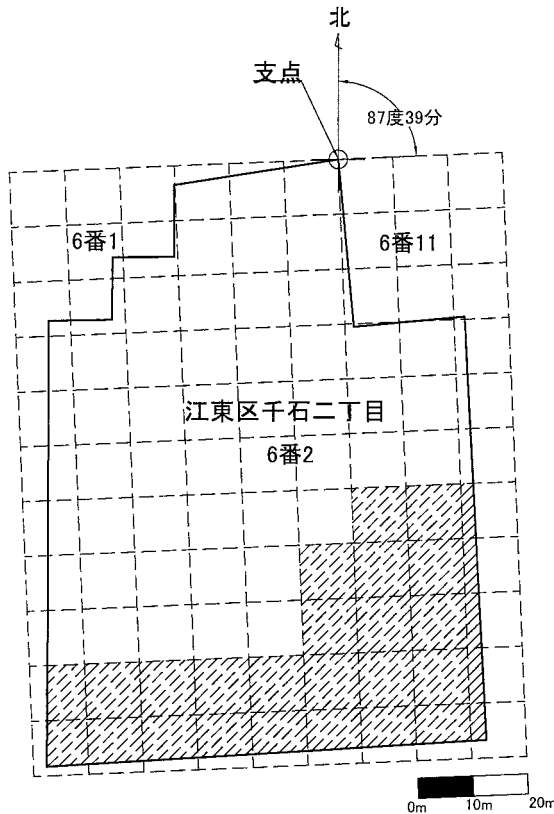
平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区千石二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

別図



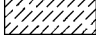
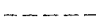

【支点】

支点は、江東区千石二丁目6番2の最北端とする。

【格子の回転角度:87度39分】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画境界線
-  筆境界

## ●東京都告示第千三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 外 添 要 一

## 病院又は診療所（精神通院医療）

名称	所在地	指定年月日
麻布十番メンタルケアクリニック	港区麻布十番2-3-12 ビスコビル3階	平成26年4月1日
めじろそらクリニック	新宿区下落合3-16-10 大同ビル3階	同日
リバーサイドメンタルクリニック	江東区佐賀1-1-9-807	同日
医療法人社団啓神会 Aiクリニック	渋谷区本町3-49-16 西新宿アイコービル7階	同日
五反野メンタルクリニック	足立区足立4-38-9 加島ビル2階	同日
森谷医院	足立区千住4-25-10	同日

## 薬局（精神通院医療）

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局 新川一丁目店	中央区新川1-17-25 東茅場町有楽ビル1階	平成26年4月1日
クオール薬局 高輪店	港区高輪3-10-10	同日
アイン薬局 千歳烏山店	世田谷区南烏山6-3-16 ダイヤビル1階	同日
徳永薬局 三宿店	世田谷区太子堂1-3-39 カスタリア三宿1階	同日
プラザ薬局 高井戸西	杉並区高井戸西1-12-1	同日
クリエイト薬局 北区滝野川店	北区滝野川6-21-19	同日
ひろ薬局	練馬区中村北4-10-8 フィオーレ瀬川103	同日
ドラッグセイムス 梅島駅前薬局	足立区梅島3-2-19 ビックリヤ梅島ビル1階	同日
はるかぜ薬局	足立区花畑4-35-20 ブルーメ花畑29 102号	同日
あんず調剤薬局 高尾店	八王子市狭間町1682-4	同日
スバル薬局 三鷹店	三鷹市下連雀4-16-13	同日
薬局マツモトキョシ 府中駅南口くるる店	府中市宮町1-50 くるるビル1階	同日
そよ風薬局 東久留米店	東久留米市中央町1-1-23	同日

## 指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

名称	所在地	指定年月日
ナースステーションもも	品川区西五反田7-1-3 伸和五反田ビル1階	平成26年4月1日
ケア結い訪問看護リハビリステーション	杉並区成田東5-42-2 グランシャリオ1階	同日
ケアーズ大泉学園訪問看護リハビリステーション	練馬区大泉学園町3-18-13 2階	同日
こまぎの訪問看護ステーション天馬	八王子市高尾町1533-5	同日
よつば訪問看護ステーション小金井	小金井市貫井北町1-6-20 ミツ木小金井ビル202	同日

病院又は診療所(育成医療・更生医療)

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
医療法人社団杉内医院 自由が丘杉内医院	目黒区自由が丘2-7-4	耳鼻咽喉(いんこう)科	平成26年4月1日
石神井公園ひろクリニック	練馬区石神井町3-30-3 岡本ビル1階	中枢神経	同日
特定医療法人社団昭栄会 水野記念病院	足立区西新井6-32-10	脳神経外科	同日
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1	脳神経外科	同日
昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲1-5-38	心臓血管外科	同日
医療法人社団湖聖会銀座医院 上野透析クリニック	台東区上野2-12-20 NDKロータスビル3階	腎(じん)臓	同日
医療法人社団塩谷会 おおつか内科クリニック	豊島区南大塚2-10-1 南大塚二丁目ビル2階及び3階	腎(じん)臓	同日

薬局(育成医療・更生医療)

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ニュクス薬局	新宿区歌舞伎町2-38-1 三実ビル1階	調剤	平成26年4月1日
クリエイト薬局 新宿早稲田店	新宿区馬場下町1-1 早稲田SIAビル1階	調剤	同日
薬局アーネスト 白金店	港区白金1-2-11	調剤	同日
レモン薬局 大島店	江東区大島5-34-8 森ビル	調剤	同日
薬局くすりの福太郎 大島駅前店	江東区大島6-8-25	調剤	同日
そうごう薬局 豊洲店	江東区豊洲5-6-28	調剤	同日
ふすま調剤薬局	目黒区八雲5-14-21	調剤	同日
そうごう薬局 千歳烏山店	世田谷区南烏山6-4-29 1階	調剤	同日
ココカラファイン薬局 千歳烏山店	世田谷区南烏山6-12-12 コーシャハイム千歳烏山12号棟1階	調剤	同日
薬局コスモス 中野坂上店	中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツインB106	調剤	同日
龍生堂薬局 西荻店	杉並区西荻北2-3-1	調剤	同日
ブエーマみらい高円寺薬局	杉並区高円寺南2-45-16	調剤	同日
めぐみ薬局	豊島区巣鴨4-9-5 第一塚田ビル101号	調剤	同日
アリス薬局 大塚店	豊島区南大塚2-41-5	調剤	同日
いちご薬局 徳丸店	板橋区徳丸2-21-8	調剤	同日
ダイエー西台店薬局	板橋区蓮根3-8-12	調剤	同日
アイン薬局 舎人店	足立区舎人2-20-16	調剤	同日
青梅薬剤センター薬局	青梅市東青梅4-17-32	調剤	同日
アイン薬局 清瀬店	清瀬市竹丘3-1-15	調剤	同日
学園通り調剤薬局	武蔵村山市学園3-50-5	調剤	同日
りぼん薬局	三宅島三宅村神着240 浅沼ビル101号	調剤	同日

指定訪問看護事業者等(育成医療・更生医療)

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション リカバリー	新宿区西新宿6-16-12	訪問看護	平成26年4月1日
成城訪問看護ステーション	世田谷区成城6-13-17	訪問看護	同日
おんぴつと訪問看護ステーション	豊島区南大塚1-31-2 サンハイツ飯村104	訪問看護	同日
訪問看護ステーションつゆくさ	板橋区幸町10-6	訪問看護	同日
ひかり訪問看護リハビリステーション	練馬区東大塚2-7-26 葵コーポ101	訪問看護	同日
あさひ訪問看護ステーション	練馬区田柄2-27-29 フレンドマンション田柄106号	訪問看護	同日
医療法人双泉会 しおん訪問看護ステーション	葛飾区青戸5-18-10 KyMax青戸ビル201	訪問看護	同日
こまぎの訪問看護ステーション天馬	八王子市高尾町1533-5	訪問看護	同日
ケアーズ八王子訪問看護リハビリステーション	八王子市三崎町4-14 関口ビル303	訪問看護	同日
玉川学園ゆい訪問看護ステーション	町田市玉川学園7-4-21-106	訪問看護	同日

指定訪問看護事業者等(更生医療)

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション ISSHO武蔵関	練馬区関町東2-12-3 武蔵関ハイム101	訪問看護	平成26年4月1日

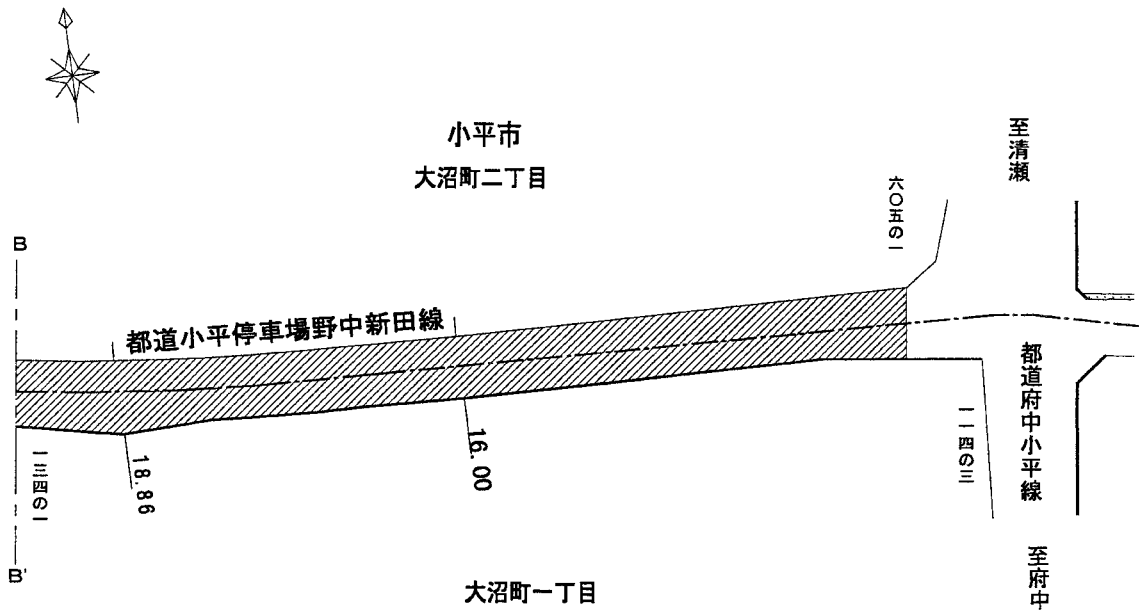
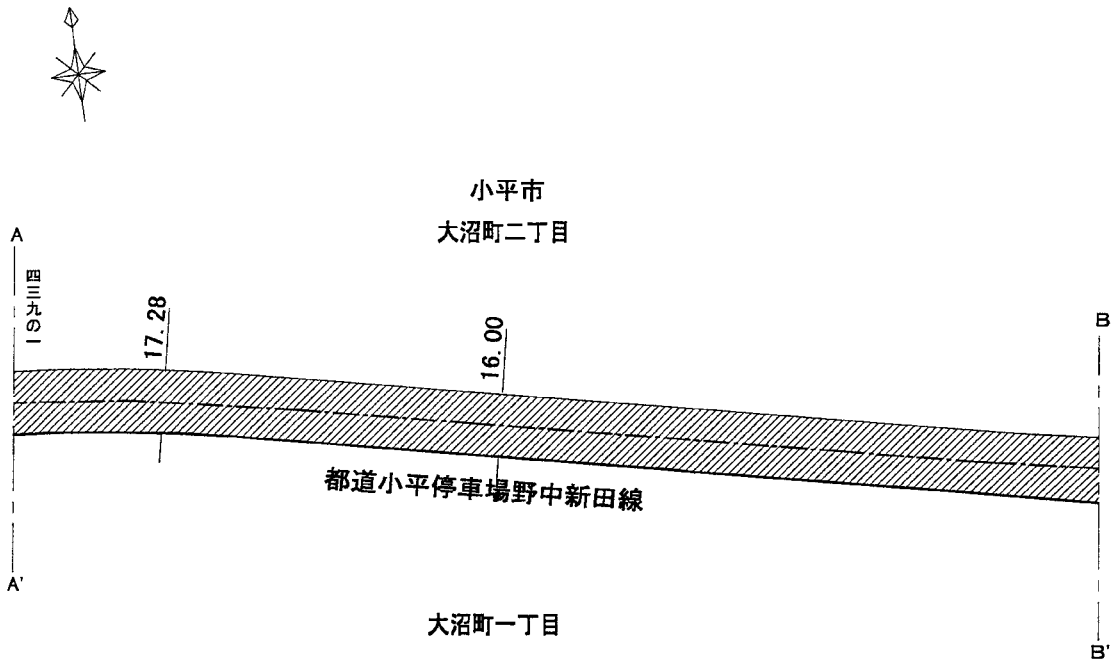
●東京都告示第千三十二号  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい

う。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したため、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要一





# 告 示 (消)

## ●東京消防庁告示第6号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁と相模原市、厚木市及び愛川町との間における消防相互応援協定を次のように締結した。

平成26年7月17日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

首都圏中央連絡自動車道（高尾山インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間）消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁、相模原市、厚木市及び愛川町（以下「協定市町等」という。）において、首都圏中央連絡自動車道における火災、集団災害等（以下「災害」という。）が発生の際、協定市町等相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

(緊急通報)

第2条 災害発生時における応援要請等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行う。

(消防応援)

第3条 別表に定める区域に災害が発生した場合は、協定市町等が相互に協力し、次のとおり対応する。

- (1) 火災の場合
- ア 応援側は、それぞれの出場計画に基づき出場する。

イ 被災側は、原則として1隊以上出場する。  
(2) (1)以外の災害の場合

ア 応援側は、それぞれの出場計画に基づき出場する。  
イ 被災側は、原則として1隊以上出場する。ただし、被災側の長が災害の規模等から出場の必要がないものと認めた場合、被災側は出場しないことができる。

ウ イの場合、応援側の長にその旨通報する。

(応援出場隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、全て現場の被災側最高指揮者（以下「指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

(消防行動の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに指揮者に報告するものとする。

(活動報告)

第6条 応援側の長は、第3条の規定により応援出場したときは、応援出場隊の活動内容について被災側の長に報告する。

(経費の負担)

第7条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、被災側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被災側の負担とする。

(雑則)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の運用について必要な事項は、協定市町等の消防長が協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定の実施について、疑義を生じたときは、

その都度被災側及び被災側が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため正本4通を作成し、協定市町等が各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、首都圏中央連絡自動車道高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの開通をもって効力を生じる。

2 この協定は、首都圏中央連絡自動車道相模原インターチェンジの開通をもって効力を失う。

平成26年6月28日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

相模原市

市 長 加 山 俊 夫

市 長 小 林 常 良

愛 川 町

町長職務代理者

総務部長 吉 川 進

別表

別表

東京消防庁側の応援区域

首都圏中央連絡自動車道内回り線のうち、高尾山インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの相模原市、厚木市及び愛川町の管轄区域

相模原市側の応援区域

首都圏中央連絡自動車道外回り線のうち、相模原愛川インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの

一 東京消防庁、厚木市及び愛川町の管轄区域

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申  
請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人トラッソス
- 三 代表者の氏名  
江木 ひかり
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江戸川区中央四丁目二十番十八号 米富ハイツ  
一階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民に対して、心身の健康保持増進と社会参加の促進を図るため、知的障害児・者を中心とするサッカー等各種スポーツクラブの運営による普及振

興や障害児・者への理解を促進するための交流事業を行い、障害児・者の可能性の追求と発展に寄与し、障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人発達障害児・者対策推進協会
- 三 代表者の氏名  
成瀬 浩
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都練馬区上石神井二丁目三十番六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民、特に発達障害児・者の方々に対して、発達障害児・者の治療方法に関する研究及びその実施に関する事業、発達障害児・発達障害者及びその家族に対する協力・支援に関する事業等を行い、発達障害児・者の方々とその家族の生活の質の向上と福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人留学生生活支援相談センター
- 三 代表者の氏名  
佐藤 一輝

四 主たる事務所の所在地  
東京都三鷹市下連雀四丁目六番二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象にして「留学生三十万人計画」が円滑に達成できる態勢を民間サイドから支援するための人的ネットワークの整備、留学生のための就学支援、アルバイト等の雇用機会の拡充と就労の支援、各種資格の取得支援、不動産の斡旋等を行い、日本社会と留学生との相互理解と交流をはかる国際協力活動に努め、もって人権の擁護と平和の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人バイオ&ソーシャル・サイエンス推進国際研究会
- 三 代表者の氏名  
唐子 堯
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区春日二丁目四番五―六〇三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、専門分野および国境を越える高度先進医療と社会科学の研究と交流を推進する事業を行い、分野を超えた研究教育機関や医療機関、産業界、市民の間での情報ネットワークの育成と発展、さらに学際的な学問であるバイオ&ソーシャル・サイエンスの振興に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）



一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用  
協議会

三 代表者の氏名

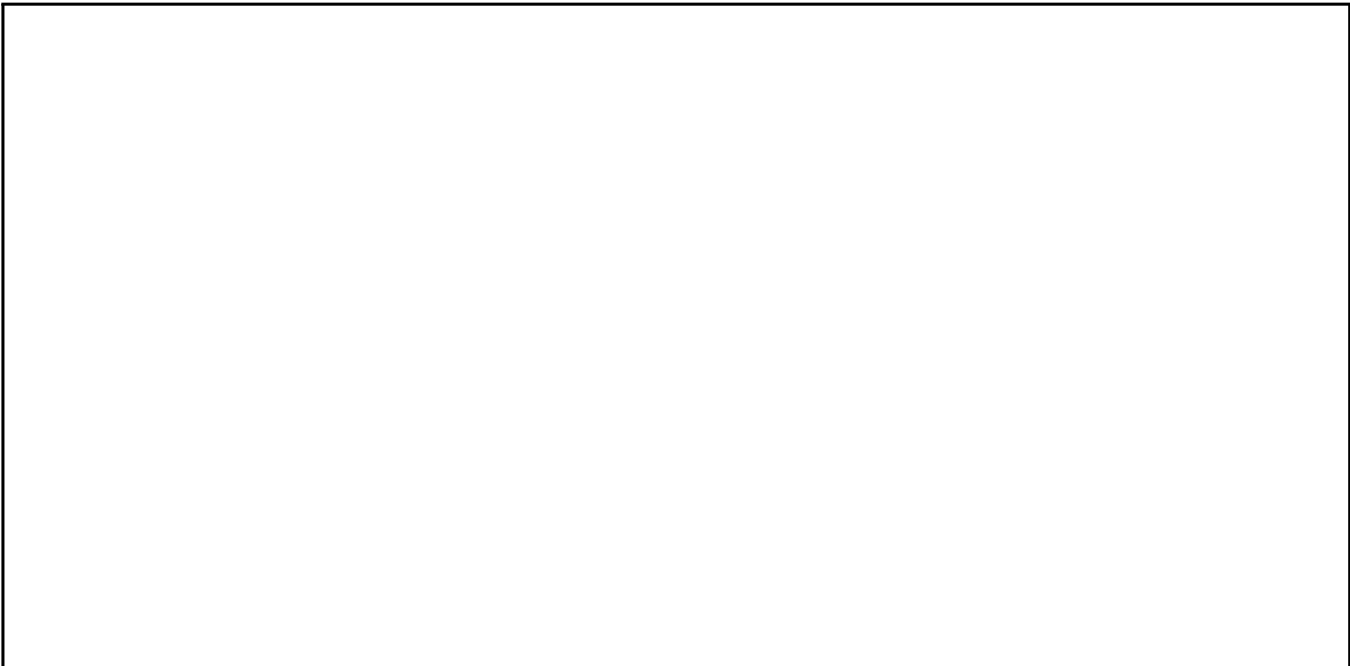
早山 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区信濃町十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は国内外の関係機関と協力して、地震、洪水、津波等のリアルタイム防災情報の活用によって、国内外における地震等の災害軽減に貢献する事を目的とする。  
(以上原文のまま掲載)



発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002